

転居（市内→市内）のご案内

転居の入力は、約20分程度かかります。※状況によってはさらに時間を要する可能性があります
 入力が終われば、発券番号を呼び出しますので後ろの席でお待ちください

【お待ちの間にやっていただくとスムーズなこと】

- ① 下記チェックリストで該当箇所の確認
- ② マイナンバーカードをお持ちの方：暗証番号の確認
- ③ 住民票などの証明書が必要な方：緑色の記載台に必要な申請書を書く

※※ 入力が終わらないと各課手続き・住民票の発行は出来ませんのでご注意ください ※※

転居に伴う各課での手続きチェックリスト

↓その他書類が必要になることがあります

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードをお持ちの方 7201	カードの追記欄に新しい住所を記載し、カード内の情報の更新手続きをします。 【マイナンバーカード内の電子証明書について】 ・署名用電子証明…住所変更により失効します。必要に応じて新たに申請してください。 ・利用者証明用電子証明…引き続き利用できます。	・マイナンバーカード	市民課 【0】
<input type="checkbox"/> 在留カード 特別永住者証明書 をお持ちの方	新しい住所を裏面に記載します。	・在留カード ・特別永住者証明書	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	引き続き利用できます。		
<input type="checkbox"/> 障害者手帳を持っている方 1158	各種変更の手続きが必要です。	・障害者手帳 ・本人確認書類 ・マイナンバーが分かるもの	福祉課 【1】
<input type="checkbox"/> 自立支援医療を受けている方 1156	各種変更の手続きが必要です。	・自立支援医療受給者証 ・本人確認書類 ・マイナンバーが分かるもの	
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス・通所・地域生活支援事業受給者証 8663	各種変更の手続きが必要です。	・受給者証 ・本人確認書類 ・マイナンバーが分かるもの	
<input type="checkbox"/> 心身障害者手当等を受けている方 1157	各種変更の手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育園・こども園・認可外保育施設等・こども誰でも通園制度を利用する子どもがいる方	住所変更の手続きが必要です。		保育課 【2】
<input type="checkbox"/> ひとり親手当を受けている方	住所変更の手続きが必要です。 ※18歳以下の子のみ住所異動するときも、手続きが必要な場合があります。	・本人確認書類 ・申請者、対象児童の健康保険の加入が確認できるもの ・児童扶養手当証書（該当者のみ） ・家の契約書等	こども課 【3】
<input type="checkbox"/> 児童手当を受けている方	住所変更の手続きが必要です。 ※受給者と子が一緒に転居する場合は手続き不要です。 ※受給者と22歳以下の子の住所が別になる場合は、手続きが必要です。		

該当項目欄右下にかかれた4文字の数字はホームページIDです。碧南市のホームページ内で検索すると詳細が確認できます。

↓その他書類が必要になることがあります

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	住所変更の届出が必要です。	【持っている方のみ】 ・資格確認書 ・限度額適用認定証等 ・特定疾病療養受療証	国保年金課 【7】
<input type="checkbox"/> 国民年金・厚生年金を受給されている方	住所変更の届出が必要か確認します。 ※年金上の住所変更届は原則不要ですが、人によっては必要な場合があります。	・本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に加入されている方	住所変更の届出が必要です。	・資格確認書 ・マイナンバーが分かるもの	
<input type="checkbox"/> 各種医療証をお持ちの方	障害者医療証、母子家庭等医療証、後期高齢者福祉医療証、元気っ子医療証、精神障害者医療証について、住所変更の届出が必要です。	・医療保険資格が確認できるもの ・各種医療証	
<input type="checkbox"/> 介護保険	住所変更の手続きが必要です。 ※65歳以上の方、または40歳以上で介護認定を受けている方のみ	・介護保険被保険者証 【持っている方のみ】 ・負担割合証 ・負担限度額認定証	高齢介護課 【8】
<input type="checkbox"/> 在宅高齢者向けの福祉サービス事業を利用されている方	住所変更の届出が必要です。		
<input type="checkbox"/> ごみ処理	ごみの排出方法・日時・場所の説明をします。		環境課 【2階1】
<input type="checkbox"/> 犬を飼っている方	住所変更の手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> くみとり便槽を使用していた方	廃止のお手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 市営墓園を借りている方	住所変更の手続きが必要です。		
<input type="checkbox"/> 水道を使用する方	水道の使用中止の手続きと、転居先の水道の使用開始の手続きが必要です。申込は希望日の前日まで。土・日・祝日の開栓作業はできません。インターネットで24時間申込できます。※作業時間の指定はできません。 スマートフォン パソコンから⇒ 	水道料金の口座振替を希望の方 ・通帳 ・銀行印 ※金融機関でも手続きできます。	水道課 【2階7】
<input type="checkbox"/> 給水装置を所有する方 5245	住所変更の届出が必要です。 ※一般的には水道が使用できる建物または土地の所有者の方	・認印（スタンプ式は不可）	
<input type="checkbox"/> 小中学校に通う子どもがいる方	学校区が変わる方は、転校のお手続きが必要です。	・市民課発行の「住民異動届の写し」	学校教育課 【5階】
<input type="checkbox"/> 定期予防接種（接種券または予診票）	引き続き利用できます。記載されている住所の修正を希望される場合は、手続きが必要です。	・お手元に残っている接種券または予診票	健康課庶務係【保健センター】 碧南市天王町1-70 ☎0566-48-3753

※上記内容は市役所での主な手続きのみを掲載しております。

1階フロア図

2階フロア図

【連絡先】 碧南市役所 〒447-8601 碧南市松本町28番地
電話番号：0566-41-3311

